財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事センター定款第7条の規定に基づき、財産の管理運用の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(財産の区分と運用方針)

- 第2条 財産の運用は、次の各号の区分ごとの運用方針により行うものとする。
 - (1) 基本財産
 - ①基本財産

公益目的事業等を行うために不可欠な財産であり、その運用益を調査研究事業等の財源として使用していることから、安全かつ効率的に運用するものとする。

②海事センター基金 (減価償却引当預金等)

基本財産たる海事センタービルの修繕、建替え等のための積立資産であることから、海事センタービルの修繕等に支障をきたさないよう、流動性に配慮しつつ安全かつ効率的に運用するものとする。

- (2) 特定資産
 - ①事業安定基金引当資産

公益目的事業等の安定的な運営のための引当資産であることから、流動性に配慮しつつ安全かつ効率的に運用するものとする。

②融資基金引当資産

収益事業である融資事業のための引当資産であり、その運用益を収益事業の財源 として使用していることから、基本財産より高い運用成果を目指し、安全性に配慮し つつ効率的に運用するものとする。

(財産運用の対象)

- 第3条 財産の運用対象は、次のとおりとする。
 - (1) 預金及び金銭信託
 - ア 普通預金 (円建てに限る。)
 - イ 定期預金(円建てに限る。)
 - ウ 金銭信託
 - (2) 有価証券
 - ア 日本国債
 - イ 地方債(円建てに限る。)
 - ウ 政府機関債(円建てに限る。)

- 工 社債
- 才 円建外債
- カ 米国国債
- キ 投資信託 (円建てであり、かつ、債券を対象とするものに限る。)
- 2. 融資基金引当資産にあっては、前項の運用対象に加え、前項キの投資信託以外の投資信託も対象とする。
- 3. 安全性、効率性等を勘案してより適正な金融商品と認められるものがあるときは、前 2項に掲げる運用対象以外の金融商品で運用することができる。

(令和5年3月1日 一部変更)

(格付基準の適用)

- **第4条** 国債を除く債券の取得又は保有に係る運用判断を行うに当たっては、日本又は外国の格付機関の公表する格付基準に準拠し、次に掲げる基準を適用して、これを行う。
 - (1)債券取得の格付基準

A 格以上

(2) 債券保有の格付基準

BBB 格以上

2. 国債、地方債及び政府機関債を除く債券については、同一の発行体に過度に集中しないよう分散運用を図る。

(令和4年5月25日 一部変更)

(格付機関)

- **第5条** 前条の格付基準については、原則として、次のいずれかの格付機関の公表する格付による。
- (1) 日本の格付機関

ア 株式会社格付投資情報センター (R&I)

イ 株式会社日本格付研究所 (JCR)

(2) 外国の格付機関

ア スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)

イ ムーディーズ (Moody's)

ウ フィッチ・レーティングス

(保有不適格債券の売却)

第6条 前条のいずれかの格付機関の格付の低下により第4条第1項(2)に規定する債券

保有の格付基準に抵触した場合及び時価評価の動向等を勘案して保有に適さないと判断される場合には、満期前でも、当該債券を売却することができるものとする。

(財産運用計画の策定)

第7条 会長は、毎年度、次条に規定する財産運用検討委員会の意見を聴いて、第2条に規定する基本財産及び特定資産について具体的な運用の考え方等を示した財産運用計画を策定するものとする。

(財産運用検討委員会)

- 第8条 財産管理運用規程、財産運用計画、具体的運用対象の選定等財産運用に係る事項を 検討するため、財産運用検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。
 - 2. 委員会は、外部の有識者 2名並びに本センターの理事長及び経理担当部長の合計 4名をもって構成するものとし、会長が委嘱する。委員会の委員の任期は、2年とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

(附則)

- この規程は、令和2年3月4日から施行する。
- この規程は、令和4年5月25日から施行する。
- この規程は、令和5年3月1日から施行する。